近世紀聞

涂崎延房輯

三編

自文久三年夏
至同年秋

巻之一

イ13
530
7

門 イ 13
號 530
冊 7

淡崎延房輯
鮮齋永濯畫

近世紀聞 三帙 三冊

東京書肆 金松堂發行

題詞

近世紀聞第三編。春水翁之所作焉。翁持示余需之序。乃以一言題卷端。風清月白海山晚。華咲柳眠天地春。茗芳酒香好時節。在家出野皆欣欣。一枕夢醒光景變。雷雨雲黑龍躍天。萬頃桑田忽為海。綠陰一掃蒸怪鱗。鯤化鵬徙怒潮歇。日星森列影燦然。七道形容非復昨。一場傀儡大機關。八百年來未曾有。奇事必當奇筆傳。頗憂餘波及文字。孔派曇流起狂瀾。

大儒問津窮途哭和尚共梁岐路奔。横誦縱翻而通訓。三教合體一字全。開化駸駸駟不及。各占自主自由權。當此筆陣對據際。誰能談咲雅信間。邈明無明遷廢物。時論既不屑獲麟。摸形能隨方圓器。春水翁無乃其人。史家通患在迂濶。往往操斐立齊門。譬猶蒸餅勸醉漢。譬猶殘鱠供大賓。試對此編金石響。如接太牢如飲醇。誰指不動頤不朶。誰口不流三尺涎。文似稈流事皆實。語雖舊訓字維新。非此輕妙活潑筆。爭動今日文明民。坐遠可以考沿革。在近可以警因循。佗者著眼全在此。世人必勿草草看。有客問白子論是獨。怪往往圖解存。載籍非為妾婦設。添此贅疣頗覺煩。嗚呼張儀公孫衍。逢人視之亦同倫。此語恐驚景春耳。咄咄逼人不敢言。近坡紀聞新史筆。翁意蓋有所以云。

紀元二千五百三十四年仲春次

三瀦　石井竹陽

關雪江書

南山純三傑

櫻樹未開柳眼昏
決心呼友酒終宵

松本衡　称謙三郎

一家一同何足惜
宜使本朝爲本朝

吉村重郷　称寅太郎

みちのくの
時のきたるを
待ちてこそ
今やさくらん
みな年のうち

藤本眞金　称津之助　號錢石

近世紀聞三編巻之一

東京　深崎延房輯

○薩海戦争及び大樹東下の支

文久三癸亥年五月十日より初めて長州赤間ヶ関よりおのゝ亜佛蘭の外國艦と戦争より及べる支既より前輯に記せるが如し然るに僅ゝの迫門を隔し向岸なる小倉藩ゝ外國と抗戦せる支幕意よりいかゝぞと思ひけん我が近海なる長藩の苦戦るを見て余所より見て小銃一發放さゞれば航て長藩より

しゝ小倉へ使節を送りたる其口上書の趣をもて

一五月十日攘夷期限之御沙汰右ゟ付御臺場等も御出来之処異船乗通り候節砲發無之儀如何ゟ御座候哉

一隣國之儀兼て救援ハ私ゟも御助合可仕況皇國之御為筋ニ有之候処其儀ゟ御相當有之間敷哉

一合圖之儀藍島馬崎堺鼻大里梶ヶ鼻等ゟて異船見掛次第段々大砲三放ヶ御合圖有之候様前以被仰越候処先日以来両度ゟも其儀無之如何ゟ御座候哉

一攘夷之儀若奐藩と違却之筋ゟ相成居候得バ京師へ伺立不仕候ゟ相濟ざる支ゟ存られ候

一夷船通行の節一方海岸ゟて打留候儀覚束ゟ節の模様ゟ寄り強て矢先を甚敢致しがさく御領地へ着弾も計りがさく此段御兼知ゟ入置候

右之箇條畢竟御隣國對向の場所柄ゟ付双方違乱之儀無之様御懇談申上たく罷越候處兎角御引請彼是御六ケ敷余儀なく右の處一書を以て申上置候以上　五月廿四日

右ハ就きく小倉藩ようの返答書

一五月十日攘夷期限の御沙汰右ハ拒絶の期限と相心得候御談中ハ〻家来未々迄無謀過激の所業無之様被仰出有之候ニ付此方ハ於そハ放發致さゞる事ハ御座候

一救援の儀も右ハ准ゞ候去ふゞ其御領地自然危きハ至り候得バ人数差出し候ハ勿論の事ニ候

一合圖の儀も弥仰出され候上ハ無之候そハ致させ不申候

一攘夷之儀ハ前断の趣意ハ付一ト通通船碇泊等ハ相拂いざる心得ハ御座候貴國と相違の義も可有之京師へ御伺立之儀ハ御勝手次第可被成候此方ハ於そハ先達て仰出され候通り将軍職是迄の通り諸大名の指揮萬事御委任仰蒙られ候上ハ将軍の命令ハ則叡慮と相心得候

一異船通行の節一方海岸ハ一々御打留被成候儀覚束なく段餘儀なく次第ハ候前段の旨趣ニ付御領海ハ於て御打拂之儀ハ何とも申がたく此方海岸の義ハ御打拂下されバ候共御不覚そハ不存候

一右ニ付御矢先の儀ハ成丈御断申候

長州藩より小倉藩へ再應出状の寫

寸楮拜呈仕候然ゝ尊藩御返答の箇條ゝ付ゝ
失敬ゝ〻心事御相談ゝ及置候処就中弊藩砲
發御領地へ着弾の儀成丈御断ゝの支ゝ候得共
此儀ハ寡君ゝも兼て御承知ゝ入度御達仕候支ゝ
て尊藩一切御砲發無之候〻奉對勅諚ゝ止事或
得ゝ時宜ゝ寄り一々用捨可仕様ゝ相成がゝく候段
精〻御論申上候通りゝ候間御疎畧ゝ儀ゝ存候
得ども尚篤と仰入らゝ被下候様此上ゝ〻推ゝ奉
願候何ゝ早々頓首　五月廿五日

小倉藩より閣老へ差出せし内意伺書

去る朔日申上置候松平大膳大夫撫御家来齊藤
文三郎外両人領内田の浦へ罷越し止宿の儀申募
追々人數相増し都合十三人押て止宿候ニ付役々之
者田浦へ相詰種々談判ゝ及候得共兼引致さゞ空敷
相送り候内先月廿四日朝右人數の内七人下の関へ渡
海晝時分凡七八十人程相越し大砲一挺小銃五十挺
程送り越し田浦へ差置き追々三百人程も罷越し
可申由ゝ〻旅宿之儀懸合候ニ付只管相断候処
田浦人家へ乱入土足之侭座ゝ着候族も有之右躰

不法の振舞御座候得ども此方ようハ精々穏便ヨ
懸合仕候処先達中より申聞候通り領内借用致し
然るべき場所へ大砲据付異船狭き撃致し度尤も異
船渡来之節差掛り人数差越し大砲運送致し候
さる間ヨ合申さゞ兼て仕懸置たく今日多人数罷
越し候上ゟ早速相試ミ発砲いたし候段申聞候此
儀ハ兼て領内ヨ觸置候合圖ヨ紛敷く候と付強て断
り種々申宜候得共兼引不仕大砲二三声相発申候就
てハ向後異船乗通り候へバ狭撃仕候ハ勿論右様の軽
茂を遂候てハ餘義なく士分の法則を以て相對し候外
無之左候得バ公邉の御手障ゟも相成候儀ゟも勘考
仕候併ゟ理非の分別無之族如何挨拶可申哉計り
がたく甚心配仕候旨在所表より申越候旦又此間大膳
大夫様御重役中へ重役共より申達候返書差越され
候間則写相添此段各様迄申上置候以上

小笠原大膳大夫家来
二木簡輔

別紙

御札拝見致し候大膳大夫様益御機嫌克御座なされ
奉恐悦候将又各様彌御堅固御勤珍重存候然バ赤間

ゞ関毎度砲戦ゟ及び候処其御領内ゟ於ゝハ外夷共襲
来せざる内御打拂ゟ及ぶれぞゝの御評議且つ當月十二
日大坂表ゟ於て板倉周防守様ゟ御差圖の趣も有
之候ゝ付此方ゟ於てゝも打拂ひ之儀ハ見合と御考ゑゝ
ゝ御打合ゝて仰越され候御書面之趣き承知致し
候然處幕府ゟ於ゝも兼々　叡慮御遵奉ゟ在せゝ
れ候由ゟ承及び此方ゟて兵端を開き候ゟ付ゝハ
勅諚を以て　叡感斜ゑゝざるの旨仰下され誠ゟ以て
冥加至極の仕合弥奮勵仕らぞ候ゝ　朝廷へ奉
對候て忠節相立び幕府へも信義を失ひ候様ゟ
立至り恐入り奉り候儀且又其許様ゟも別紙寫之
通り　朝廷ゟ御沙汰在らせゝゝ候由承ゝ及
び候労向後も異船渡来候得ば直ゟ射撃ゟ及び
候段勿論の儀と存候右御答の為如斯ゟ御座候
恐惶謹言

浦　勅負　元重判
福原越後　元僩判
完戸備前　親基判

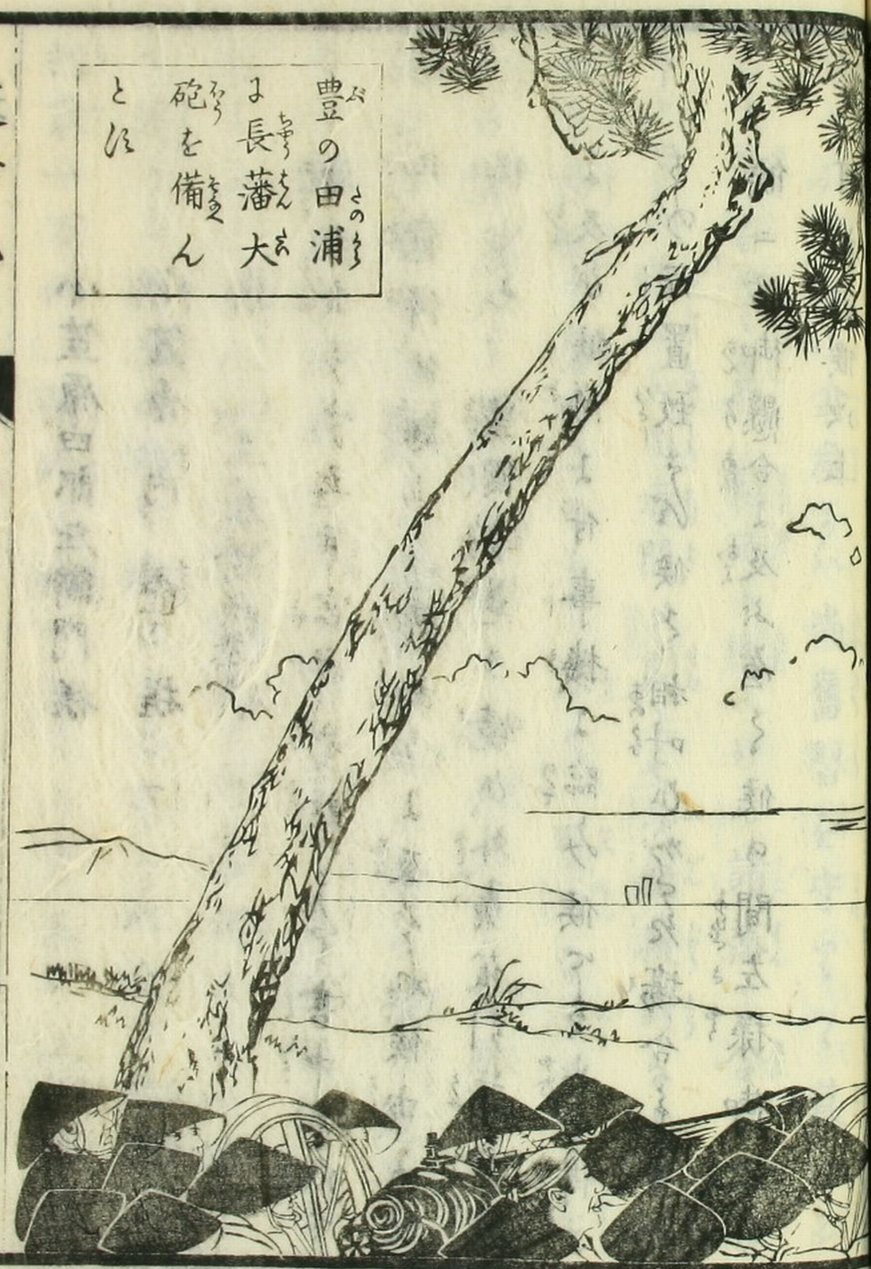
豊の田浦より長藩大砲を備へんとす

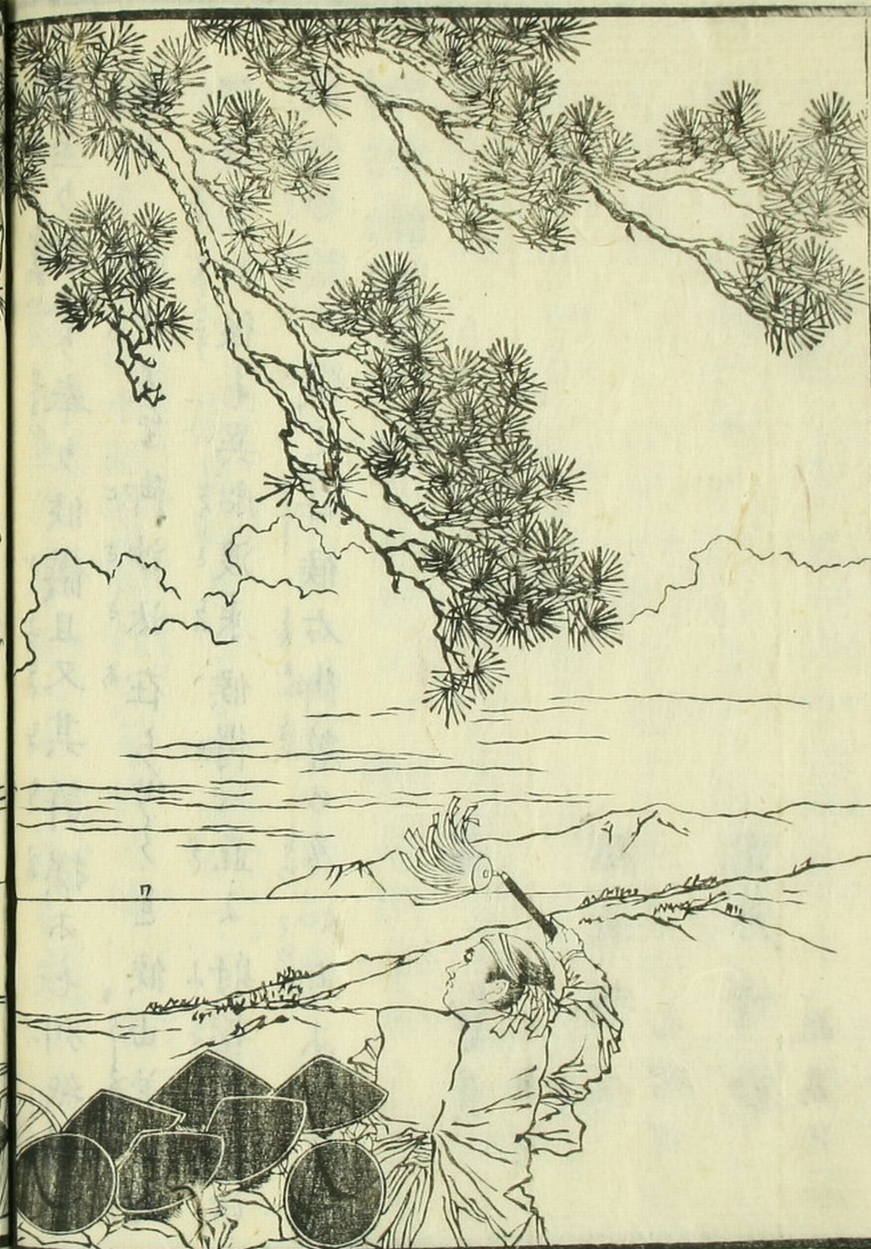

小笠原四郎左衛門様
小笠原内匠様
原 三左衛門様

尚々去る十五日宮城彦助より書中を以て御意得候趣きを御断りに及ばれ候由に候得ども 皇國安危の境ひ外夷を引請合戦に及び候儀に付事機に臨み候ては止を得ざるの所置致さば候て相叶ひがたき場合も有之候ニ付御懸合に及ぶ且く候の間左様御承知可被下候以上

斯の如くに小倉侯なんハ尚舊習を守りて幕命をのミ貴むるを以て 朝廷に聞へけん諸藩に令を下さるゝやう過日長州赤間ヶ関にて夷艦攘討する時袖手傍観の藩ありしのよし深く 聖念を労せらる長州の危急たる是 皇國の危急たれバ自國他邑を論ぜず事なく速かに援兵を出し専ら精力勉勵して神州の武威を輝かさん事今更論を待べきならず然ど長州既に事を挙ぐ列藩何れも一致して速かに掃攘の功を奏せよと布られたり此頃毛利家一万両 朝廷に献ぜらる 六月五日 江戸飯倉

五丁目より出火しく其火漸次に蔓延し久保町邊
迄焼失を同時に西の九大手内より出火しく殿中
残らず焦土とあり本九時計の間迄焼亡を翌年是
を再築せり是より先に東武るくを閣老及び諸有
司等が額を聚めく嘆くやう大樹公るへ過し日ふ
在京僅う十日と期しく既に上洛在せしに其後英
艦渡来しを彼生麥の事件に就く種々難論に及ぶ
を以く御帰府ありたき趣き紙屢歎奏ありと雖も
更に勅許の御沙汰もなく滞京數日に及ぶせ給
ふを倩勘考あるところ這を是攘夷の成功を全く
遂る其間京師に於く人質の姿とるらせ給へるるん
と各歎息るしるが中に閣老圖書頭（小笠原）を數百
の兵隊を引率し稍蒸気船に打乗りて日るるぶ浪花
へ着船し夫より京師に赴きて大樹を強奪たりきんと
計り伏見驛まぐ到りしに此支疾く花洛へ听へて諸
藩士大いに憤り渠上京に及びるべ搦捕んと共き
たる是等の噂聞へしうべ圖書頭るへ恐怖して又大
坂へ逃飯りぬ之に依て　朝廷より曩に英人の虚
喝に懼き償金を遣ハしたる圖書頭の亡状を數へ
官爵を奪ひしく浪花の城代伊豆守に預けく禁

錮做しめたり然れべまさ薩州矣より彼生麥の一条
より因りてハ英人必ず襲来まべしと弾藥を備へ兵を
煉りく今や遅しと俟つ所へ既より六月廿八日英の軍
艦大小七艘鹿兒島港へ渡来しら去年生麥より於て
暴挙の事件日本政府と我が英國の間ハ綽既より成
げ了ぬども残害せらるもの者の妻子を養ふ其為ふ又
貴藩より贖金三万元を受取るべし抑何等の故を
りて我が英人を殺せるやと難問より及びしべ薩藩之
より答ふるやう彼の者我より不禮をせし故我が国の
掟の如くあるべき誅伐せしなれば今更贖金なんど

遞與まべきの謂なし抑最初ハ穏和の應接ありし
を漸次より抗論時日を移し七月二日の正午より至り
遂より戦争より及びしより此日を風雨烈しくして船の
進退便り宜らざる是あん天の與ふる所と薩の藩士
等大いより勇ましく豫て設けし臺場より彼の七艘
の船舷目ざして大砲數発打蒐しべば船の甲板の
槁上より顕れ出て指揮する居たる「カピタン」船將官名ショス
リンク人名「コンマルトル」大將官名ウヤルモット人名」の両人ハ
一弾丸より即死なせば又一發の破裂丸甲板の中央
より破裂し水夫七人打殺され「チョーソホ」と言ふ

官人始め手負へる者五七人其他敵の各船へ許多の弾丸を打込しうべ船々妻く破船しく死傷の者も尠からず然れども英の船ようも頻りに砲発せー程に其弾丸集成館に中り其外市街を焼失為たれば薩人あも又死傷なりども國中總て憤勇を震ひ死力を尽しく撃戦せーうべ海陸互角の勢ひうく間なく時なく打つ砲声も百千の大雷の一時に落る如くして山も砕け海中も沸うと思ふだらうあるしーぞ遂に英艦堪り得ず敗帆なせる時に至り一艦錨を抜く暇なく錨綱をば絶切りつ錨を棄て退くみぞ薩人之を奪ふなり凡萬國敵艦の錨を奪へば之を四方に布告しく其勝軍の栄を示し又奪されし敵人も大いに恥るぞ故に事成らざるに及びくも若干金を出して錨を贖ひ乞ふと言へり然きば這回の戦争に英艦一端退けども再び襲来做さん支を図るの趣き聞えーうべ薩藩思ふ仔細やいかくん人を横濱に遣しつ源ぞ望める三万ドルを幕府に借て之を與へ事成らぐの時に至り英人ようしく懇に件の錨を請ーうべ薩人故なく得させたり是に仍て英人も一銭をだも費さずして

獲たりし故より我が　皇國人の高義をぞ深く感賞為たりとぞ

英艦即死手負目録

一ユライスレ船名　即死十人手負廿一人内一人死ス
一ヘーール同　即死七人
一アルコス同　手負二人
一ユツケツト同　即死一人手負六人
一ヘルレウース同　即死一人手負二人
一ライスホース同　手負二人
一ファーボツーク同　満足

右七隻の内満足と記せし〔ファーボツーク〕を至極の小船なるゆ故に大砲を免うると見ゆと其頃社横濱新聞に見へたり是より先に京師に外国拒絶の談判に就き幕吏不都合往支に依り大樹一先東下ありて速に掃攘の功績奏せよとの　勅諚ありしぞ　聖旨の程畏奉戴せらるゝ頓て帰東の御暇に御禮として　将軍家に六月三日参内ありて　龍顔を拝し賜られたる上　天盃并酒饌賜り且真の御太刀一振鞘巻の御太刀一振御小直衣一領御料紙御硯箱等拝受せられ次に親

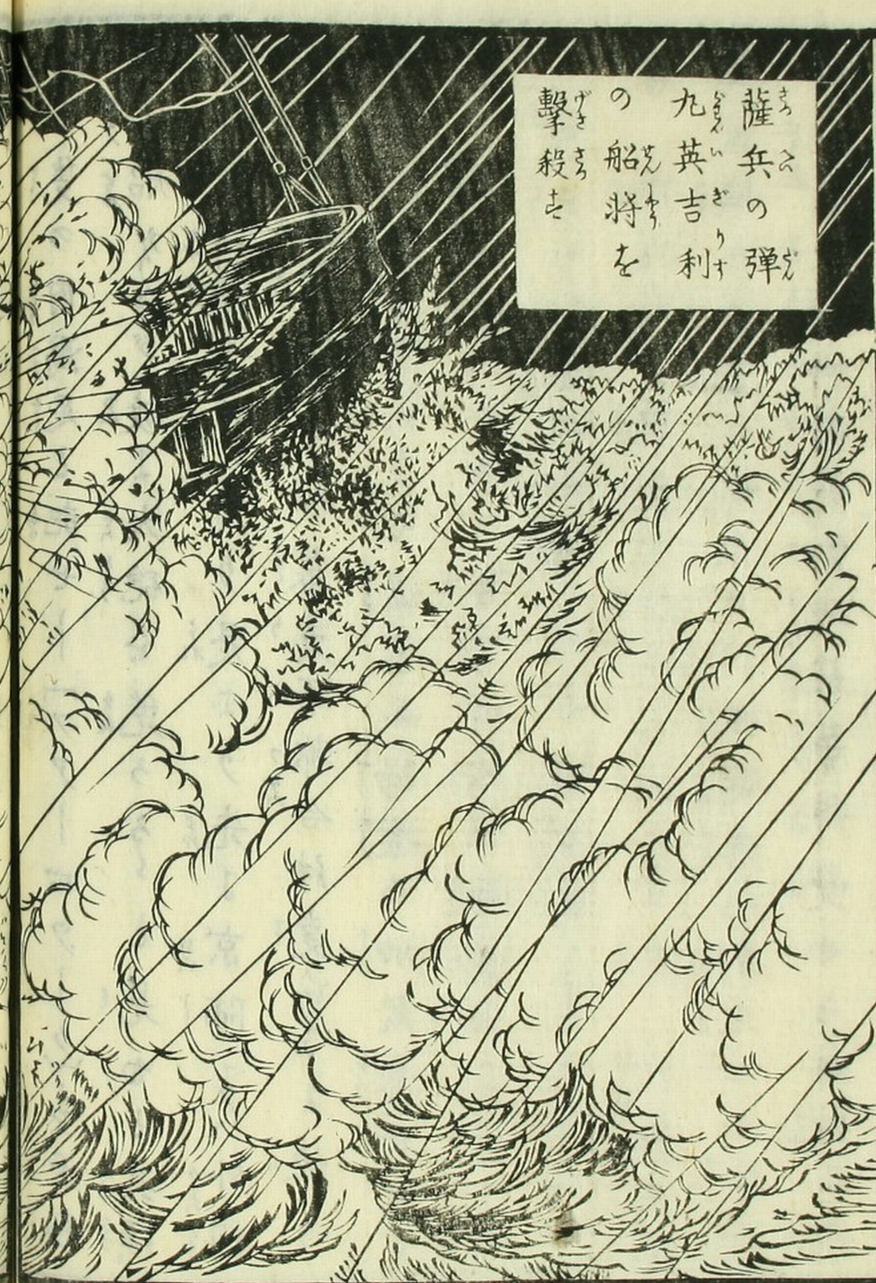
薩兵の弾丸英吉利の船将を撃殺す

王准后より也酒茶等種々の賜物ありて首尾よ
く御暇の儀式も終れば其月の九日より京師を発輿
做し給ひ先づ浪花まで退られて豫て東海道より
直に帰府の趣き奏せらるるに如何あらん思慮や
在しらん其十三日より坂地より風と蒸気船とうち
乗りて水路を江戸より飯らるるに仝程より将軍家よ
り攘夷の叡慮貫徹なるやう速うみ議らるべき旨
奏聞に及ばれて御暇被賜りて過日帰東し給ひ
しより数日に及べど報知もなうて朝廷あるも
被詔うも給ひて附武家小栗長門守被禁中に召

させらるる大樹二百年来の廃典被再興して上洛よ
り及びて君臣の名義を改正せし条　叡感在らせ
られたる処去る九日下坂の後も件々不分明な
るより殊更海路を帰東なし外人掃攘の支度に於
て今に至りて因循なる御不安心に思食せば
屹度御紀しもなる筈に処深き　叡慮も在せば
追て御沙汰も有べきれば此旨東武へ下向して幕
府へ申達せんとしたるに小栗長
州恐懼して急ぎ関東へ走下り縡恁々と告知
しうべ幕吏等大なる恐縮せしうど然として断然

掃攘の所置なしがたき支やうの空評よりの日々送るうち今稔八月四日の夜日本橋の擬宝珠より張札一枚肆にて其寫し左に記す

諷諫書

當時屢御失政打續き下々の危急且夕に迫り候得ども更に改過の御所置も相見へず時々刻々次第に御難渋の御場合に成行候へども方今の御役人咸不學短才の者にて御政務に預り數代恩祿を忝ふし御當家を覆さんとするに至る之に依て不省の我が輩申上候も嗚呼うく候得共今や將軍家御明敏に渡らせられ候も其下に御補佐の良臣あるなく故に件々此に至る誠に悲傷堪へざるの次第に候既に明主賢臣を勉めく誹謗の言を求むるに稟せども良藥口に甘うして孫を真の正言に面白うぬ物ふ候其面白かるぬ支ども二三ヶ條書認め候間深く御勘考遊ばされ萬一改過の御政道ふも成行候ては上天朝を始め奉り下四民に至迄皇國一体の幸ひに候間奮然思召立れ候樣奉願候

一天子を皇統連綿として四海社君に渡らせられ天照大神の御子孫たる吏今更申迄も迄もあるまなく是　神國の萬國に冠たる所まる將軍家の貴き吏矣伯の上に立くば最も勤　王なるべた処臣たる社御身を以て屢御違　勅遊ばされ何故以て其の君臣の名義絶天下に示し給もん彼安藤對馬守執政の砌り和學者絶しき廢　帝の舊例絶取調させ又去年七月中元何者か毒を天皇に奉る此夜星飛で雨の如く事遂に成らばと此吏曖昧世間に風説きいんども容易ならざるの大逆是全く奸賊ども社所業みく將軍家御存知なりた吏ふ候得共是等の事柄絶以て京師より仰越され候時を御申譯相立間敷去なら諺に云ふ血で血絶洗ふの道理なるふ天子幸ひに御英明たるふ依り今德川氏の將軍職絶剥せらるる候時を諸侯各肝絶張り一方に跋扈し或を應仁以来元龜天正の如き大亂を生ずべたこの此時ふ方々て外冦内患一時に競起し萬民途炭に苦しまん吏を深く思食らるる飽まで関東絶御保護在せられ既に

中川宮より攘夷の御委任仰蒙らるる度らの御願
筋御斷り遊ばされ候よりは寔に以て御當家の御
為にも重々有難き思召に候得ば是等の御旨趣篤
と御思惟遊ばされ向後奸吏の佞言筋捨させら
るる　公武御一和の上斷然征夷の御職掌在らせ
られ候樣奉希上候事

一上一人を下万人の心と申候是を少さく申さば
一家の主たる者妻子奴婢を召仕ふも先づ己
う身筋正し親に孝を盡し君に忠筋致して家職
に精出し見せば何程已が為に忠孝を尽

せ職業筋勉めよと申候ても決て聞入候物にて
はなく恐れながら將軍は天下の眼目にて衆
の見習ふ所に御座候間　天朝へ御不忠の義御
座候ては何程臣下へ忠節を盡すべきやう御沙
汰なりとも寛束なく又御招ぎに應ず候諸侯御
座候とても當時を下々の匹夫匹婦に至る迄大
義名分と申す支存居候間迚も古昔の北條足利
の逆意を相成がたく餘々當世の模樣人心の向
背御推察の上御所置遊されべく候事

一天朝より當春中頻りに將軍家を御名遊され候

い永く京師より止め人質同様致さんとまれいらるべ
将軍いまゞ御幼年の御支故関東より在らせられ
候ゝ又々井伊安藤の如き者御不義より陥れ奉
り事柄より寄り候ても御據なき御場合より及び
公武御手切ふも相成の儀出来候ゝ實ふ天下
動乱の基と深く思食計らせられ候ゝ関東へ
御下向の御暇も仰出さゞる處右等の情實を
も辨奉らず小栗豊後守が如き猿智を以て醜夷
より侮ひ歩兵抵募り金鼓を鳴しゝ京師へ押入り
次第より寄ゝい　鳳闕へ弾丸抵打撃候ても将軍を

奪ひ返まゞた抔とゝ是何支ぞや又小笠原圖書
頭東下の砌ゝ英夷拒絶の任抵蒙りなゞら水野
筑前守等が為より欺うれ外有司は議論をも顧ず
断然ゝゝゝ償金を遣いし且まゝ已が身の置所
より困り同類の奸物并より歩兵を引連れて軍艦より
乗ゝ京都より廻り先の小栗が策より出んと任實
以ゝ言語同断不届ゝも申爲をやうみし既より圖
書頭以下の者速うふ嚴科より所せらる爲たの処
渠抵罪まるふ至りゝゝ同類各已が罪の遁れ難
き抵恐ゝゝが故ふ尚佞言を以ゝ君を惑し御暇

の出るや出ぬも無二無三ふ蒸気艦より帰東做さしめ奉り候より果しく其責を蒙らず何の御申譯うなきひらく薩長又或ひと外夷の力を借り薩長を征せん抔と議まる者ひと實よ禽獸ふも劣ひしく簡らく先篤と勘考しく見らよ薩摩も長門も亞墨利加ふも英吉利うくも有之まじく矢張日本の内ひと日本の内ひらバ是我手足よ異ならざる夫を外夷よ撃まるみと自分よ其身を肉を食らふひと也甚し萬一源等ゲ二箇國を討取り押領なしく返さまんバ其時ゑ何等の所置を做さんとまるわ笑ふべき也至ひり今薩長の如きゑ少しく幕命を奉ぜざるよ似たりと雖も外夷の最初渡來の砲より頻ひよ建白致し就中薩も長ゑ御上洛の頃迄も幕府の為よ周旋致まと雖も幕府更よ勤王の御志なく武道の本意を失まるのみひらば第一御國體を過つ故よ爰よ至れり然るを我ゑ非を正さばしく薩長のを悪めるゑ彼の謗よ言ふ盗ゑまる子を悪まばしく縄掛る人を恨むの類う臣等の深く怖るる所ゑ薩

日本橋の張札の圖

長ふもいうまぢ餘の諸侯ふも非ぢ唯幕府の人望
紙御失ひ遊されぬ候ふいうも君罪或臣ふ得たるも
千載謝ぢ歟うべと申ぢ如く天下萬民ふ見放
されぬ候ども如何様ふも救方有之間敷此段御監
察ぢ被いうも度候事

一
六月下旬外夷うも長州戦争一件申来り候大意
も長州と雖も日本の外ふ於ては将軍の旗下たる
支明らけし然る紙将軍と和親通商の吾國へ
無法ぢ振舞致ぢ條甚以て其意或得ぢ是内々
政府ふく命ぜしなるべし抔詰問せし時川路左

衛門尉應接ふ及び候ども長州發砲致し候儀努々
政府の命ト候ふ無之尤も長州迚も將軍の麾
下ふ候間他邦ふ對し存ト知らぬと申ぢ言譯ハ
相立難し然ども方今の場合如何ふせん我が
國中ふハ長州の師保となる之を正ぢべき者一
人も無之と返答ふ及び候處渠ら申候ハ政府の
命を用ひざるも國賊なる右様の者を其儘ふ差
置く事ハ謂れなし我等貴國の為ふ師保とあり
軍艦或差向け其罪を糺し倘聞入ぢざる時ハ國
賊を打亡し差上べしと言ひしも何分宜しく

相頼むとの趣きとく應接相濟候て又右軍艦出帆の節水先楽内まで迄の通り外國掛り重役の内一人戦ひの模様見届けて乗り込候様との事あり尤も重役を参らぶと雖も小吏を差遣ひ様子風聞致し候其後七月三日弥先前の如く交和相違なきとの盟約状差遣し候由右等の始末奸吏の外知る者なしと思ふ雖ども疾よ世間よ傳説も其他外夷應接の件々廟堂議論の次第我々天眼通を得ずとりんども誠心御国を思ふ眼力ふ逐

一相知ら申候是所謂隠れたるを顯るハ莫く微なるを明なるを道理なり巳等計り秘し隠し世よ知れまじと思ハるる浅そうなる了簡なり凡天下の御政務ハ公道を申て億万人よ知らを候ても恥なりかるぬ御所置よあを願ハしなれ

一一槁閣下此度上京在せられ攘夷ハ迚も相成難き儀よ付　叡慮御飄遊されし様諫争奉る

と申されし故會藩の甲乙直諫よ及ぶとりんども御聞入あきなるを哉のよ風説致し候右実事ふ

候ひて歎息悲泣の次第なり抑攘夷の儀を天子の思召のごとくならば皇國社意ふしく何程止めくを相止候事ゝ御座なく候強く禁め候時を全國の豪傑攘激怒し大変を醸し候ふ至る爲く恐る爲を事ゝ候又一橋殿を故烈公の御種なり ぞや此節ゝ至候ゝい御身命を御抛ち候ても正義の御盡力ゝまなく候て相成間敷然るゝ右等の因循苟安の説御唱へなきれ候ゝる何を以く父君在天の靈ゝ御謝し遊され候や決く相濟さる義なり必々尊攘の皇意相立ち國家御安全の道ゝ

御憤勵なゝれ度仁蔭奉懇願候

攘夷の事ハ第一の御國是ふして右と其侭差置き候ゝハ天下の人心ゝ戻るのゝなゝば終ゝハ黠虜の術中ゝ陷り歳を経ぎゝ被髪左衽の俗と作り渠ゝ貢を贈り属國と成行ゝ必定の義なゝ印度の前轍なゝて相知れ申爲く恐るゝ驚く爲たの事ゝ候然るゝ外國方と称する有司及洋学と做ス輩ハ渠ゝ心術を悟らば虚喝ゝ眩惑し只管 皇國を卑め醜夷のゝと尊張し甘んじて奴僕となるゝ悪ゝなゝ尚餘りいなるの國賊なり又廟堂の官吏右等

浮説ハ聞迷ひ戦へば急度負候ものハ心得居り又自己の胸中ハ策なくして天下ハ必勝の策なりと極め候ハ愚と言つべし或ハ軍艦を造るの砲臺を築くのとく道具立ばかり致し夫ゆえ戦ひの出来る物ハ有まじ譬へば名作の劔ぐを自と鞘成抜出して敵ハ斬るべくばかり打つ者の精神気活ハ鈍刀なるを莫大の働きハ出来るものなり戦ひを其如く人心の向背と士気の乗しるハ依るべし尤も渠ハ技を捨ハと言ハん非ざれども其真伏の致し我ハ長る所成取失ひ候ハ慨歎すべき事なるべしや

一或ハ攘夷の説張主張し國家の支を議し候有志と称する者を召捕刑戮ハ處し候ハば夫ゆえ攘夷致さずとも太平ハ治るべき抑申者有之ハ笑ふべきの甚しき支ハ候夫有志と申族ハ已ガ身命を顧ず只管國家の為ハ尽力致し候者共ハ寔ハ神州の正氣と申べき有難き人々なり夫を殺ス抑と申ハ其身の元気を削るハ齊しく縦ひ幾人殺し候とも又多く増加り終ハ激しく大変を生ぜん古秦の世ハも御考合せみさるべく右等の邪説

を断然御止捨遊され迚も外夷を其侭置れ候ハ
御國の治る支決しハ無之儀ハ付東照宮大猷公
より明訓深謀より御復古遊され御國一致の場合より
至り候様の御所置ハ肝要と奉存候
右の條々事誹謗より渡ると雖も方今の形勢此侭
差置れ候ハハ神祖以来二百五十年征夷の御職
掌最早地より落申歎息泣涕の次第より御座候
當時の御役人を申より及ばず數年来太平の御恩
澤ハ浴し居なるハ高禄を領し候者此際ハ方り
皆黙然と座視し君を正義より導く者一人も無之

俗より言ふ恥知らぬ腰抜共人非人とも申べき様
なハ豈憤激より堪ざらんや我輩君邉へ近付る身
ハも候ハヾ死を以て君を正道より導き奉り再び祖
宗の御洪業を輝さんより夫も相叶ハざる儀ハ付
只々日夜痛心止ざれを余義ハく當世の得失を
尽し茲より張置るのみを若忠義を存ぜる人々の新
聞ハも入候ハ於ては時世の模様を右の趣ハ付
必々御疑ひなく是等の筋を以て君を諫め奉り
奸臣の首を斬て　天朝ハ謝し断然　勅意御遵
奉攘夷より及なせら上ハ　震襟弦安んド奉り中

も諸藩報國の志を立しめ下も萬民の疾苦を救ひ徳川の御家をして富嶽の安きみ置き四海の人衆と倶に國光を仰ぐん支を偏に奉禱候ありの如くの張札あり最も長文ありと雖も文中味ひなきに似たれバ姑く是に記載せず是を本文堺町御門の変動の事件に及んでハ次の巻に記載する所見て知らん

近世紀聞三編巻之一終

早稲田大学図書館
011688996009